

3 令和6年度 障害を理由とする差別に関わる相談事例

「差別的扱い」の訴え（一部の事例）

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
視覚	当事者 ⇒ 推進員	サービス	【不当な差別的扱いとの相談】 ・相談者は、医療機関Aで人間ドックを受けることにしたが、申し込んだ後、医療機関Aから家に電話がかかってきて、「付き添いの方をつけてください。」と言われた。 ・相談者は、前回、医療機関Bで人間ドックを受診したが、介助者同伴を利用条件とされる事はなく、同行案内を行ってもらった。 ・医療機関Aには、5年前に人間ドックを受診した際は、介助者の同伴を利用条件とされなかったこと、同行案内さえしてもらえば他の人には迷惑はかけないことなどを説明したが、分かってももらえなかった。 【合理的配慮の実現】 ・医療機関Aの上司に説明を求めたところ、上司は分かってくれ、「1月6日に人間ドックを受けに来てください」と言われた。 ・その後、介助者等の同伴が必要との話にはならなかった。	【医療機関Aの対応への見解】 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害者差別解消法第6条第1項に基づき政府が策定する方針）では、「正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」を示している。 ・そのなかに、「障害を理由に、具体的な検討を行うことなく、障害者に対し一律に介助者等の同伴をサービスの利用条件とすること」が挙げられている。 ・本事例の場合、障害者に対し「具体的検討もなく」「一律に」介助者等の同伴を求めているれば、「不当な差別」に該当するおそれがある。 【合理的配慮について】 ・既に、相談者から医療機関Aに対して、差別的扱いの解消に係る要請並びにその要請に基づく医療機関Aの対応が行われている。 （解決済みのため、今回、事例の共有のみ行う）

「合理的配慮の提供要望」 (一部の事例)

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
視覚	当事者 ⇒ 推進員	行政	◇弱視の女性（柔道整復師の資格保持者）から、美容関係の民間資格等を取得したいが、取得等にあって差別的扱いがあるので解消してほしいとの要望があった。 ◇具体的には、以下の対応が差別的扱いにあたるとしている。 （１）美容関係の資格認定試験の時間延長に応じてもらえない。 （２）アドバイザーにはなれるがインストラクター等上位資格を取得するのは難しいと言われた。 【障害当事者の主訴】 （１）試験時間延長への不対応 ・柔道整復師の国家資格試験では、弱視等の障害を理由に通常の試験時間の延長を可能としている。 ・この資格試験についても、民間資格ではあるが、弱視等を理由とする試験時間の延長を認めるべき。 （２）上位資格は取得困難との見解 ・柔道整復師の場合、鍼灸を行う際に介助者を配置のうえ施術が認められている。 ・施術等の際の危険性を理由に、インストラクター等の上位資格取得が難しいというのは差別ではないか。 【主訴への事業者の見解】 （１）試験時間延長への不対応 ・約１時間で解答できる試験問題につき２時間の試験時間を用意しており、弱視障害者であっても解答可能な試験時間が既に確保されている。 （２）上位資格は取得困難との見解 ・数種類の溶液を用いて配合作業を行うので、分量等を間違えると肌に支障が出るおそれがある。 ・施術中に肌に支障が出た場合は直ちに中止する必要があるが、施術を受ける者の表情や仕草が十分に読み取れない場合に責任が取れない。	◇相談者の主訴や事業者の見解等を確認 ◇以下のとおり、相談者の主訴に対する現状や今後の対応等を双方に伝え、ご理解いただく形となる。 【相談者への説明】 ・事業者は、約１時間で回答可能な試験問題につき、２時間の試験時間を設けているので、弱視等の方も対応できると考えている。 ・事業者は、弱視者がインストラクター等になる場合、被施術者の外見上の異変が認知できない可能性等を危惧している。 ・事業者には、現状、介助員等を配置する余力がないとしている。 ・事業者は、視覚障害者が施術者としての道を歩めるよう、マニュアル整備等含め改善に向けて努力するよう伝え、了解いただいた旨を説明。 【事業者への説明】 ・過重な負担を行う義務はないが「〇〇の恐れがある」「現行制度や前例がない」という理由だと、合理的配慮が行えない理由にならない。 ・視覚障害があること「のみ」を理由に、施術者等になれないとする場合、差別になってしまう。 ・県として強制はできないが、少しでも視覚障害者が施術者としての道を歩めるよう、マニュアル整備等含め協力をお願いし、了解を得る。

- ※ 相談事例
- ※ 各団体・機関での買い物時における合理的配慮の提供に関する取組（報告のあったもの）

○ 相談事例

※ 今回、相談事例のご提供はありませんでした。

○ 買い物時における合理的配慮の提供に関する取組

※ 山梨県中小企業団体中央会

- ・ 当会機関紙「中小企業組合NAVI」2024年11月号（毎月3,800部発行）に合理的配慮・アンケート調査結果を掲載した。

情報BOX1

山梨県より

買い物時における障害者への合理的配慮について

令和6年4月1日「改正障害者差別解消法」の施行、「山梨県障害者幸住条例」の改正、施行により、事業者の皆様が障害者に対する「合理的配慮の提供」が、従来の「努力義務」から「義務」となりました。

（留意事項）

- ・ 障害者から「社会的なバリア（生活する上での妨げ）」の除去の申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でなければ、そのバリアを取り除くための配慮が必要です。
- ・ 「合理的配慮の提供」が過重な負担であるときは、求められた手段を行う義務はありませんが、可能な限り障害者との話し合い（建設的対話）を通じて、解決策（代替手段含む）を検討していくことが重要です。

山梨県では障害者の買い物の場面における合理的配慮について障害者と事業者の双方に対してアンケートを実施し、とりまとめた結果等を啓発資料としてホームページに公開しています。本資料をご参考にしていただき、合理的配慮の提供について、従業員の皆様の理解促進と適切な運用に向けた御協力をよろしくお願いします。

（啓発資料） 買い物時における障害者への合理的配慮に関するアンケート調査結果

https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/nwkaigi-kaimono/2024_kaimono.html

山梨県福祉保健部障害福祉課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
電話 055-223-1362 / FAX 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

※ 山梨県商工会連合会

- ① 合理的配慮の提供に関するアンケート結果等の啓発資料を、会報「商工会やまなし」（発行部数20,000部）において紹介した。（QRコード掲載）
- ② 上記啓発資料を県下23商工会のイントラネットに掲載し、事業者からの相談に応じることができるよう経営指導員において情報共有を図った。

障害のある方への買い物支援のヒントになります！

～ 合理的配慮の提供に関するアンケート結果について ～

事業主の皆様必見！

山梨県障害福祉課
TEL 055-223-1362・1460

県では、事業者の皆様の障害のある方々に対する「合理的配慮の提供」が「義務化」されたことを踏まえ、買い物時に障害のある方々が直面する障壁や事業者の皆様による合理的配慮の提供に関する課題等を把握するため、アンケートを実施しました。

事業者の皆様が障害のある方々の特性や申し出の内容を理解し、お互いに納得できるような建設的対話を行うための貴重な資料となります。

ぜひ一度ご覧ください！

○ その他

※ 特にご報告はありませんでした。